

第4回滋賀県原子力防災専門家会議 議事録

- I 日 時 平成25年5月1日(水) 13時30分から15時30分
- II 場 所 滋賀県大津合同庁舎7階7C会議室
- III 出席者 専門委員：牧委員、竹田委員、石橋委員、太田委員、高橋委員、寺川委員
ゲ ス ト：琵琶湖環境科学研究センター 内藤センター長
独立行政法人原子力安全基盤機構 植松 均 氏
角田 章雄 氏
安田 真 氏
県：嘉田知事、東知事公室長、小笠原防災危機管理監、西川管理監、
辻井防災危機管理局副局長、田中原子力防災室長 ほか

IV 内 容

1 開 会

(1) 嘉田知事挨拶

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席賜り、心から御礼申し上げます。

滋賀県として原子力防災対策を推進するため、専門的な見地から御助言をお願いしたいとのことで設置をいたしまして、ちょうど丸1年になります。昨年の5月1日に第1回の会議をさせていただき、今回で4回目ということになります。

本県の原子力政策ですけれども、ちょうど今、図を出せていただいておりますけれども、私どもは多重の安全対策ということを計画の基本にしております。原子力事業者は、どちらかというプラントの安全性や立地条件を主に検討いただいているわけです。それはもちろん、最も大事な根っこなわけですけれども、万一の時に被害を受けるかもしれないという「被害地元」という立場から、連携協力体制、防災対策、避難計画ということを盛り込みながら、万一の時の被害を最小化することが最も重要ではないかと考えています。

そのような中で、具体的に最近進んでいるところを御紹介させていただきますと、まず、国の原子力災害対策指針を踏まえまして、3月に、地域防災計画の原子力災害対策編を改定いたしました。特に、緊急時被ばく医療対策と併せて、長浜市、高島市から県内他市町への広域避難方針を盛り込むなど、内容の充実を図っております。これは一番外側の防災対策というところでございます。

また、モニタリングポストもちょうど昨日6基、それ以前のものと一緒に15基と充実を図っておりますし、SPEED I 端末も丸2年かけて整備を行いました。さらに、新たに原子力防災室を設置しまして、1名の専門職員を正規職員として採用し、組織面、人員面でも強化を図っています。

併せて、3重目の連携協力体制のところですが、長浜市、高島市とともに、福井県内に原子力施設を有します3事業者と「安全協定」を締結いたしました。これは名前からしますと、「安全協定」というよりは「規制協定」なのかなと、地域から見張らせていただくというものだと思います。

こうした4重の対策を県としてとらせていただくということで、万一の有事に備えて、滋賀県としてできるだけの備えを、着実な整備をしてきております。

そのような中で、先般、原子力規制委員会が、原子力発電所に対する新たな規制基準の案を発表いたしました。5月10日までにパブコメを実施していると伺っており、現在意見募集がなされております。この意見に、県としてどのような方向で臨んだらいいのかということで、本日皆さんの

お知恵をお伺いできればと思います。

本日は、琵琶湖環境科学研究センターの内藤センター長と、原子力安全基盤機構の職員の方がたにゲストスピーカーとしてお越しいただいております。琵琶湖を抱えている本県ならではの特性、あるいは、諸外国の規制体制を見たときに、環境保全の観点、公衆衛生の観点を規制体制に盛り込んでいくことが必要だと思っていますので、そのあたりの御意見をお伺いできればと思っています。

また、新たな規制基準(案)ですが、まだまだ工学的、技術的基準に偏ったものとの印象は拭えません。県としては、工学、技術はもちろん重要ですが、社会的対応、またリスクコミュニケーションなども含めた形での幅広い対応を考えていきたいと考えております。委員の皆様からそれぞれ忌憚のない、御専門のお立場からの御意見をいただきたいと思っております。

加えまして、本日の議題の2点目としては、『原子力安全協定』の運用について」ということで、県と市町、事業者が一堂に会して情報を共有し、諸課題について議論する、協議の場といたしまして、仮称ですが「原子力安全対策連絡協議会」の設置を考えております。先ほど御紹介しました「安全協定」、高島市と長浜市と県と三者に限っているわけですが、そこでの情報を県内全域で共有するための場としても思っております。昨年、フランスの地域情報委員会、C L Iを情報提供させていただきましたけれども、それに対応するようなものも滋賀県として整備していく必要があると考えております。

以上のようなことで、本日は、どうか皆様の御意見を伺いし、担当一同、前例のない政策分野でありますけれども、県民の皆さんの健康と安全、そして琵琶湖の安全を担保できる政策を目指して、日々励んでおりますので、委員の皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。本日どうかよろしく申し上げます。有り難うございます。

(2) 事務局説明

設置要領の改正について、配付資料に基づき説明

2 議 事

(1) 原子力規制委員会「新規制基準」(案)に対する意見等について

ア 事務局説明

資料1-1、1-2、資料1参考①および資料1参考②に基づき説明

イ ゲストによるスピーチ

(ア) 琵琶湖環境科学研究センター 内藤センター長

私は、琵琶湖環境科学研究センターということですから、琵琶湖と滋賀県の環境に関する試験研究に責任のある立場でございます。そういう立場に立って申し上げたいことが、要約すれば、今色々事務局から御説明があったとおりのことに尽きてはいるのですが、知事がおっしゃったように、新しい規制基準というのが、発生源そのものをどうするのか、いかに安全にするかということについて集中的に色々考えておられるのは確かでございます。これは、原子力規制庁のお立場として当然のことだろうとは思いますが、技術にはもちろん限界があって、万全にしても何かしらの事故を起こす場合もありうるわけですから、そういう場合に、周辺に出てくる環境への影響、さ

らには、それが環境を通じて人に、人の生命と財産に対する影響、その絵で言えば、4重の安全対策という意味では、3重目、4重目をもっとバランスよく触れていただく必要がどうしてもあるのではないかということが結論であります。

最近の大きな災害に対して言えば、地球環境保護問題などを私もずっとやってきておりますけれども、人間の力で防止する、ミチゲーションというのにはやはり限界があるということを言い出しているわけです。その上でどうするか、アダプテーションという考え方を同時に重視しないといけないというのが我々の大きなシステムを扱う立場ではどうしても必要だと。適応ということですね。何か事があった場合に、いかに適切に切り抜けるかという、そういう仕組みを同時につくっておくべきだということの方に、議論が大きくシフトしてきていると。その場合に、拡散するということの問題、これを止めることがなかなか難しいとしたら、放出を最小化すること、それから、被ばくを最小化すること。さらには、最終的な被害を最小化すること。こういう段階を追って、あらゆる対策を、多重に設けるということになろうと思います。

最後に、どうしても滋賀の場合は、強調しないといけないというのは、琵琶湖ですね、事務局も色々とおっしゃったように、琵琶湖というのは、他府県では少し考えにくいぐらいの大きな価値を持っている。それは、近畿一円の命の水であるということが第一だとは思いますが、自然界の生物の問題ですね。生物多様性ということがやかましく言われるようになって、世界的にもそういうことが重視されるようになってきた中で、琵琶湖の希少な生態系をどう守っていくか。当方の研究機関が、シミュレーションをいち早くしようとしたのは、そういうことをとても気にしたわけですね。それは、幸い有能な研究員が頑張ってくれて、かなりの精度でシミュレーションができるようになった。日本で他に先駆けて、当方がやったというふうに思っておりますけれども、その結果をずっと見ておりましたが、一度事があつたら、琵琶湖に影響が及ぶことがどうしても避けられないだろうと。これは色々な前提条件があつての話ですから、一概に言い切れませんが、条件次第によっては、かなりの確度で被害を受けることを避けられないということが、実感として、かなり早い時期から持っていましたものですから、それを、どういうふうにかこの新しい規制の中で取り入れていただけるか、ということをととても気にしている立場です。

それから、最後に1点だけ付け加えさせていただきますと、この資料にもありますけれども、パブリックコメントのあり方、リスクコミュニケーションですね。そのことをどういう仕組みでやるか。我々も新しい大きな研究テーマとして取り上げておりますけれども、的確なリスクのコミュニケーション、伝達方法でやるということが被害を最小化するという意味で重要である。適切でなければ、住民がそのことに対して、信頼を十分持たなかったら的確な対応ができない。非常に難しい情報ですので、これをいかに信頼性を持って伝え、信頼性というのは、受け取る側が信用してそれに従っていただけるかどうか、ということの難しさですね。そういうことに関して、今回の規制基準がどうカバーをしていただけるか。そのへんに対する配慮もぜひお願いしておかないといけないと思っております。ちょっと長くなりましたが、以上で終わらせていただきます。有り難うございました。

(イ) 原子力安全基盤機構

資料1参考③に基づいて、海外の原子力安全規制体制について説明あり。

ウ 意見交換

牧座長 有り難うございました。そうしましたら、議論の方に移っていこうと思いますが、議論の中心は、資料1-2というところで、先ほど色々御説明がございましたが、「新規制基準」(案)というものができたわけですが、滋賀県としてこういったことを申し上げたいということなのですが、これについて、これで良いのか、不足していることはないのかというふうなことを中心に御議論をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、石橋委員。

石橋委員 滋賀県の御説明に関して、基本的なことで、大枠的なことで、感想と言いますか、意見を申し上げたいと思います。工学的、技術的基準に偏っているということで、もっと放射性物質の放出を抑制するような規制をと書いてありますけれども、おっしゃることは分かるのですが、法的な構造として、最初に法体系の説明もありましたけれども、結局「新規制基準」というのは原子炉等規制法の枠の中で、その関連する条文に「原子力規制委員会規則によって云々」と書かれている、その中身を具体化していくのが目的というか、基本なので、どうしても滋賀県のパネルで言ったときに、その一番小さいピンクとか、2重目とかに偏っているというか、重点がいくのは仕方ない、逆にそこをしっかりとしてもらわないと困るという面があるんですね。

そういう意味でいくつか申しますと、資料1-2の真ん中の「不足していると思われる点」の小さいポツ2つで書いてあること、あるいは次の星印で書いてあること、これらのことを意見としておっしゃるのであれば、もう少し具体的な提案がないと、つまり現在の法体系のもとでどこにどういう具体的な規定がほしくて、条文がほしくて、それに関して具体的に斯く斯く然々の規制を入れてほしいということをおっしゃらないと、説得力がないという気がします。でも、それを言っていくと、結局、現在の法体系そのものに不備があるという話にもなってしまうと思うのです。それが一つ。

それと、既に御承知のことと思いますが、現在意見募集をやっているのは決して新基準案だけではなくて、締切日が微妙に違うのですけれども、原子力災害対策指針の改定原案に対する意見募集というのもやっている、5月9日まで。これは、去年の10月かなんかバタバタと決まってしまって、規制委員会が決めてしまって、それが1月頃改定になって、その時に2週間ぐらいパブコメがあった。それに対して滋賀県としても意見をお述べになったのかもしれないけれども、それが現在さらにちょっと改定されて、一月間ですね、4月10日から5月9日まで意見募集をやっています。これは規制ではないですね、原子力災害対策指針ですから。規制ではないのだけれども、こっちにも関係すると思うので、公募意見として生かされるような具体的なルートをもう少し考えられた方が良いのではないかなと思います。

それと、そのパネルの見出しが「原発から地域を守る4重の安全対策」と書いてありますけれども、一旦、放射性物質が原発の敷地から出たしまったら、それはもう安全ではないと思うんですね。要するに、人びとの、住民の土地が汚染されたときに、連携協力体制とか、防災対策、それから避難と書いてありますけれども、避難してかろうじて健康や生命への被害から逃れられるのだけれども、故郷が汚染されてしまったらもうそれは安全が失われているわけで、これは実は非常に重大な問題で、福島原発事故以降ですね、日本人は本当の安全を忘れるようにされているということで、何となく、4重目が機能すれば安全が担保されるというような、非常にみじめな、私自身悲しい話だと思いますけれども、そういう状況に置かれてしまっていて、やはりこれは根本的に改められなければいけないと思います。そういう意味で元に戻りますけれども、新規制基準で、プラントから放射性物質を漏らさないようにしてもらおうということが根本だと思うのです。内藤セ

ンター長がおっしゃったことにも関係しますけれども、具体的なことを言いますと、「立地審査指針」というのが従来ありました。根本的に重要なものだと思うのですが、「新規制基準」ではその「立地審査指針」のことがうやむやにされてしまっていると思います。大事なことは、重大事故の場合に原発の敷地境界で全身被ばく 250 ミリシーベルト以下という目安線量があつて、それを守るように立地しなさいということが基本的な要求としてあつたわけです。そういうことをやはりきちんとしてもらわないと困るのですけれども、それがまったくうやむやにされてしまっているのが、「新規制基準」の非常に大きな、根本的な問題です。住民の安全を希望するのであれば、そこを前提にしていく必要があると思います。さもないと、琵琶湖も滋賀県も原発の敷地の中にあるのと一緒になってしまいますから。他にも色々ありますけれども…。

牧座長 有り難うございました。竹田委員、お願いします。

竹田委員 2点、私から意見を言わせていただきたいと思います。1点目は、「安全」ということについて石橋委員からも意見がありましたけれども、4重の安全対策ということで、プラントの安全性、立地条件の安全性、連携協力体制、そして避難計画と、これは非常に重要で、しかも、最終的な避難計画も大事なのですけれども、連携協力体制は非常に大事だと思っております。ただですね、気になることがあります。2番目の立地条件の安全性、「地震・津波等」と書いておられるから、すべての現象を、自然現象、それから、実は人為的なことがございます。それをどこに含めるのかということで、直接書かれなくても結構なのですが、人為事象によって、津波とか地震は外的事象ですが、外的事象にも自然事象と、人為事象があります。その人為事象をどこに含めているのかがちょっと見えなくなっているというような気がします。2番目に含まれるのか、あるいは3番目の連携協力体制に含めるのかということが気になっています。それから、プラントの安全性、あるいは立地条件の安全性は、発電所が事故を起こさないための対策、資料1-1の3頁目の下ですけれども、①原子力発電所が事故を起こさないための対策、それからその次になりますと、②被害を最小化し生命を守ると、そういうところに連携協力体制を入れられている。ちょっと気になるのは、事故が起こって②になったときに、一番大事なのは、含まれているとは思いますが、事業者、あるいはその責任ある人が危機管理でもって、例えば小型の発電機をもって電気を点けるとかですね、そういうことがまず大事だと思います。そういうことを報告することも大事なのでしょうけれども、②に、ここに、連携協力体制にすべて入れてしまって良いのか。県あるいは市が、そこに責任をもって「こうせよ」と言えるのか。②に、すべて連携のところ、すべてを入れてしまうと、そこは考慮しないと。ただし、私は、連携が必要ではないと言っているのではないのです。常に情報は伝えてもらうことも必要なのでしょうけれども、イーブンの立場で本当にできるかというのは、危機管理の責任者、プラントを修正する、どのようにしたら事故が収まるかということを知っていないとできない。そういう視点も大事だと思います。そこは責任体制が入るような気がします。細かいことを言っているわけではなくて、そういうことを踏まえて、連携というものを考えていただきたいということです。それが第1番目の私の意見です。

それから、2番目のことですが、今、JNESさんが、色々な、各国の、IAEA、アメリカのNRC、それからASNですか、フランスの規制委員会の現状を言っていましたけれども、ここでやはり大事だと思いますのは、特にNRCなんかは、原子力の総合安全性を重要視しているのです。総合というのは、リスク評価をやっているのですね。ハード、設備と、人を介する

ソフトも考慮して、全体としての安全性を高めるにはどうしたら良いかということです。それをしていないとは言いませんが、今の規制委員会の委員でそういう専門性を持った人はいない。という意味でやはり問題だと思えます。そういう意味で、もう少し規制委員会に対して、設備だけでなく、ハードだけでなく、ソフトの安全性も入れて、原子力のトータルとしての安全性を高めていただきたいということ。1-2の資料、説明していただいたところに、「不足していると思われる視点、項目など」のところに、工学的、技術的基準に偏っていると、確かにそうで、さらに工学的、技術的でも、人間を介したハードの面が非常に少ない。そういう危機管理の面が非常に少ないと私は思っています。ぜひそういうことも含めて、国に対して、そういうことなので、やはり県と一緒に、連携体制、ソフトを含めた連携体制を強化してほしいと強く言っていただきたいと思っています。以上です。

牧座長 竹田委員、有り難うございました。確認なのですが、1点目でお話になられたところで、危機管理の専門家ということで、権限がない限りということをおっしゃっていましたがけれども、例えば、県が原子力の運転を止めろとまでは言わないのでしょうかけれども、原子力の運転に対して何か言える権限を持たないといけないという意味と理解してよろしいでしょうか。

竹田委員 そうは言っていません。事故が起こったときに、石橋先生がおっしゃったような、放射線量に対して、県としてどのような対応をしたら良いのかという、そういう場合です。そういう場合に対して、どういうアクションをするかということです。情報を送ってもらうのは大賛成です。ですけれども、一緒になって連携ということに関して、どこまでの連携かということが、石橋先生も言われていたように、中身が見えていないということでちょっと問題だと思えます。

牧座長 有り難うございます。では、高橋委員。

高橋委員 石橋委員のお話とだぶってしまうのですが、「不足していると思われる視点」の一つ目の星印は、原子力災害対策特別措置法に基づいて、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画を作成しますが、そこに書き込む内容ということになるかと思えます。ですので、それを規制基準のような、基準化して厳格に守らせるということであれば、原子力災害対策特別措置法に対する意見、あるいは、今同じくパブコメが行われています、原子力災害対策指針に対して、こういうものは、原子力防災業務計画に書き込まれていることから、そこに対して、どれだけ厳格にしていこうかという部分に関して意見を言っていくということになるのではないかと思います。

また、災害対策指針の方は、当然事業者の義務もあるわけなのですが、地方公共団体としてもやるべきことが書かれておりますので、そこをきちんと守っていくということも大事になるのではないかと思います。

牧座長 有り難うございます。寺川委員。

寺川委員 高橋さんも言われたように、今回の規制基準に対するパブリックコメントというのは、いわゆる技術指針の話ですので、防災とはきちんと切り分けていかないと、話がおかしくなるのではないかと思います。防災の方は、防災指針の方に意見が求められておりますので、そこに対して言

っていくのか、あるいは、いわゆる安全規制の全体の話ということで言われるか。パブリックコメントという形とは少し違うのではないかという感じはします。

牧座長 有り難うございます。太田委員も、全体を通して分からないところとか、ありましたら。

太田委員 福島第一原発の事故は、日本だから起きた事故であって、同じような条件で立っている原発があります。今現在も色々なトラブルが起こっていて、対処療法ばかりやっているという中で、本当にちゃんとこれを収束させていけるのかと。私たちが住んでいるところは、滋賀県というところなのですけれども、色々なところに出かけると、「高島大変ですね、30キロ圏内ですか、50キロ圏内ですか。」とよく聞かれるのですが、「同じ滋賀県じゃないですか。同じ近畿じゃないですか。関西じゃないですか。皆さんは琵琶湖の水を飲まれないのですか。中国から黄砂は皆さんのところには飛んでこないのですか。」と言うと、「あっ、そうか。」というような反応をされるのです。地域の皆さんは、50キロ、30キロ、20キロだからというような、そういう数字の中での判断をされているので、自分たちにもしっかりそういうことが関わってくるのだということの発信をしていかなければならないと。福島原発で、印旛沼など、水質が悪かったところが、水質が良くなってきたところに、今回の事故で沼の底に放射性物質が貯まっていつているということがよく言われています。琵琶湖の水というのは凄く大切ですので、その辺のことをもっともっと滋賀県はしっかりと発信してほしいと思います。

牧座長 内藤センター長、何かコメントございますか。

内藤センター長 私は、実は当初からこの規制基準というのが、その位置づけがよく分からなかったままに、全体的な感想を申し上げたというのがありました。そういう意味では、石橋委員の御指摘で疑問に思っていたことがかなりはっきりしたのですが、そもそも極めて技術的な、発生源の技術に関する非常に専門的なことですよ。このことをなぜパブコメという形で、国民に広く意見を言えというのか、その仕組み自身を私は奇異に感じて、いや、そういうふうに県にまでおろしてきて意見を聞くのだから、県の立場で色々なことを言うべきなのだろうという前提があって申し上げたので、なるほど、石橋先生がおっしゃったようなことであれば、確かにそのへんは理解いたしました。その4重の中で、1重目、2重目が制度上の対象であるとしても、3重目、4重目がそれとまったく別体系で切り離されるということになって良いのか。軸足がかなり違うとしても、4つの輪が何か連関するような仕組みというか、制度にしないといけないのではないかと、ということが一つございます。具体的にという先ほどの御指摘から言えば、咄嗟には具体的なものはありませんが、一番印象深かったのは、「立地審査」というところで、この滋賀県に隣接するところに立地することそのものの適正さが、審査の対象になるという法制度であるなら、それは根本的な議論だと思います。どんなに色々なことをやっていただいても、万分の一でも可能性があるのであれば、滋賀県に隣接して立地することそのものがというのが、知事の思いでもあり、我々の思いになってしまうと思うのですが、それを今回の議論の中に、どう入れられるのかということは、関心がございます。

牧座長 有り難うございます。はい、では、石橋委員。

石橋委員 要するに、先ほどちょっと言いましたが、従来は、重大事故の場合に原発の敷地境界で放射線量がどのくらい、それが人体に影響がないように、ということが書いてあったのですけれども、福島事故で非現実的な話であることが分かってしまった。仮に原発がシベリアにでもあってですね、敷地が原子炉から半径 100km ぐらいあれば、過酷事故が起こっても何とかなるかもしれませんよね。そう意味で、私は先ほど、「琵琶湖と滋賀県は原発の敷地の中にあるようなものだ。」と言ったわけです。状況はそういうことです。

それと、せっかくこの資料 1-2 があるので、大急ぎでコメントしたいのですが、技術的なことについては、工学的なことについては評価できるというようなニュアンスで書いてありますが、実は、立地審査指針がうやむやにされていることから始まって、もの凄く色々な問題があるわけですよ。細かいことは言いませんが、例えば、活断層評価や防潮対策なんかは評価できるのではないかと書いてあるけれども、活断層も目くらしみたい、原子炉などを上に建てないということが言われていますが、実は美浜やもんじゅみたいに、傾斜した活断層が原発直下のある深さにあるのは非常に危ないわけで、そういうことが誤魔化されている。それから、現在のホットな話題として、大飯で、活断層の三連動の考慮を規制委員会は求めているけれども、関西電力はそれを拒否して検討しないというニュースもあります。それなんかも要するに、三連動を認めるか認めないかで恣意的な解釈が分かれるような基準だから、規制側と事業者側とで見解の相違が出てくるのだと思います。もっと具体的に、それは「ガイド」というところに行くのでしょけれど、隣接する活断層があった場合、ある要件に該当すれば全部連動するように考慮しないとイケないというような規定がきちんとあれば、混乱は生じないと思うのです。そのへんが非常に曖昧で、しかも、「ガイド」というものには、「適切」というような曖昧な言葉が多用されている。個別審査でどうにでもなってしまうような新基準になっているわけです。そういうわけで、決して、工学的、技術的なところも、私としては、辛口で言えば評価できないと思います。

牧座長 有り難うございます。まだまだ議論はあろうかと思いますが、もう一つ議題がございますので、まずそちらの方に移らせていただきたいと思います。次に、「原子力安全協定」の運用についてということで、事務局から説明をお願いします。

(2) 「原子力安全協定」の運用について

ア 事務局説明

資料 2-1 および 2-2 に基づき説明

イ 意見交換

牧座長 議論に入ります前に、平川委員から、本日欠席ですが、御意見を、先ほどの資料 1-2、それから安全協定、それから連絡協議会についていただいておりますので、まずは、事務局の方から、平川委員の御意見を御紹介いただきたいと思います。

事務局 事前に、平川先生からお時間をいただきまして、議題 1 の新規制基準案に対する意見についてと、議題 2 の「原子力安全協定」の運用について、コメントをいただきました。

まず、議題 1 でございますけれども、福島第一原子力発電所の事故の教訓として、避難訓練や防災対策が不十分であったと言われております。そのような中で、運転や設置の許可といった規制体制

の一部に防災対策が含まれていないまま再稼働するのは、国民として納得しづらいものではないか。また、住民目線でみた防災対策、例えば、避難計画や避難経路の策定といったソフト対策や、シェルターの設置といったハード対策、長期の避難、移住の場合の賠償・補償体制の整備などが規制体制に盛り込まれるべきではないか。これらの防災対策について、事業者が連携・協力し、さらに防災対策ができていないか、確認する仕組みが必要ではないか、という御意見を頂戴いたしました。

続きまして、原子力安全対策連絡協議会の設置に関しても、コメントを頂戴しておりますので、御紹介させていただきます。この協議会設置につきましては、日頃から、事業者と行政職員とが顔が見える関係をつくれるということで、日頃からお互いの信頼感を醸成する関係づくりということで有効ではないかということ、また、このような関係をつくることで、事業者側も情報を出しやすくなり、社会に対する情報発信方法として有効ではないか。さらに、情報を理解する上で、具体の協議会の運用の面でございますが、会議にとどまらず、勉強会であったり、現地の視察なども重要ではないか。こちらの委員会でも御議論いただきました、日本版C L I 設立時のカウンターパートとして、今後重要な位置づけとなっていく、その第一歩となるのではないかと、こういった御意見を頂戴しております。以上でございます。

牧座長 有り難うございました。「安全協定」の運用について、平川委員の御意見を紹介いただきましたが、協議会のあり方などについて、御意見をいただければと思います。運用の面で、何かアドバイスでも。

寺川委員 協定は結ばれたのですけれども、実際に、今現在どのような運用をしているのかということのところですね。協定の下に覚書があって、それに沿って細部を決め、運用していくというのが実態だと思います。したがって、そのへんを事業者さんとつめて運用していくということが重要になってくると思いますし、逆に、結んだということで、滋賀県側が住民にどう伝えるのか大きな問題だと思います。

それから、要綱なのですけれども、年1回定例会議と書いてありますが、あまり形にこだわる必要はないのではないかと。むしろ、最初のうちは勉強会などを通じて関係を結んでいくのが良いのではないかと思います。年1回の定例会議というのは、あまりにも形式的すぎるのかなと思いますので、むしろ勉強会などを月に1回とか、開催していく方が実質的には効果があるのではないかと思います。

牧座長 有り難うございます。では、高橋委員、お願いします。

高橋委員 特に第5条について、どういうことがこれに該当するのかということ、具体的な部分をきちんとおさえておかないと、覚書とかで決まってしまうのかもしれませんが、事業者側と自治体側とで認識に齟齬がありますと難しいことになりますので、そこはしっかりと事業者側と決められることが重要だと思います。特に、地域防災計画との関係で、どういう連絡があったときにどうするのかということを決めていくのが重要になってくるのではないかと思います。

牧座長 はい、石橋委員、お願いします。

石橋委員 資料2-2の1頁目、オブザーバーに関してなのですが、第6条に「原子力事業者、国および云々にオブザーバーとして参加を求めることができる」と書いてあって、4頁を見ると、下から7行目に※で「原子力事業者の職員については原則として常時参加を求める」とあります。私の感覚では、国の職員、要するに、若狭地域の原子力施設を規制するための規制庁の出先機関が当然あると思うのですが、昔で言えば現地で保安院が担当していた、そういう人も常時参加してもらった方が、それこそ連携協力体制が、事があったときに上手く動くためには、ぜひ必要なのではないかと思うのですが、何か国の人がいるとまずいような秘密の相談があるわけでもないでしょうし。

牧座長 有難うございます。他に何かございますでしょうか。はい、竹田委員。

竹田委員 資料2-1の連絡ですけれども、連絡するのは当然必要だと思います。第5条の(1)、これにだいたい含まれると思うので、これで良いとは思いますが、異常事態が発生したときだけでいいのかという疑問が少し残ります。何か考えておかないと。

牧座長 有難うございます。協定第5条に12項目にわたって書いてありますが。

竹田委員 (1)ですべてが対応できるのではないかな。何があってもこれに含まれてくるのかなと思います。

牧座長 はい、寺川委員、お願いいたします。

寺川委員 福井県の協定とまったく同じなので申し上げますと、(1)は、いわゆる原子力事業者が原子力防災体制をとったときということになります。

牧座長 有難うございます。他にございますか。全体を通してでも結構ですが、御意見がございましたら。

石橋委員 議題1の方で、資料1-2の一番下のところ、事務局からも説明がありました、パブリックコメントのあり方について疑問があるということですのでけれども、これは私も問題だと思うのですね。30日間というのは、8年前に改正された行政手続法で定められた最低の日数なのですね。30日以上ということで。アメリカなどでは2か月ほど、75日ほどかけるそうなので、一般の人だけでなく、専門家でも、三千頁を超える資料を30日で読んで意見を言うのは大変です。このあり方についてはきちんと意見を言っていた方が良いと思います。

それから、滋賀県で一番関心を持っていらっしゃることは、高橋委員もおっしゃったように、原子力災害対策特別措置法とか防災指針の方だと思うのですが、これまで決め方に問題があったわけですね。立地地元、被害地元の意見を何も聞かずに決められてしまっているわけで、そういうことについてもきちんとおっしゃった方が良いと思います。

牧座長 はい、寺川委員。

寺川委員 今の話に関連するのですが、安全規制の体系全体が今どうなっているのかということがないのではないかとことです。色々な形があるわけですが、今、その内のどこの部分についてパブリックコメントしているのかということ、それから今後どういう形でやるのかということ、きちんとして分かりやすく説明した上でやれば、良いパブリックコメントになってくるのではないかと思います。

それから、今回のパブリックコメントにおいて一番重要なのは、規制の中身というよりも、1-2の新基準施行後の運用が重要であって、今回その部分にコメントを出すということは、今回あり得る話だと思います。中身の話は、時間がちょっと短いなという感じがいたします。

牧座長 有り難うございます。そろそろ時間でございますが、何かこの際ということがありましたら。はい、石橋委員。

石橋委員 議題1に関して、駆け足で言ったので、御理解いただけなかったかもしれないのでちょっと補足します。深層防護ですね、IAEAが言っている5層の防護、滋賀県のはちょっと違うわけですが、規制庁、規制委員会も、それを徹底するということをちゃんとやっているし、資料にも書いてあるのですが、4層目あたりばかりがかなり細かくなっていますが、1層目、2層目、3層目、その基礎の部分が弱いと思うのです。地震屋から見て、地震の揺れそのものも凄く軽視されている。従来の安全指針でも非常に不備があったので、そうした基礎体力の部分を抜本的に見直してほしいと思うのだけれども、それが全然見直された基準になっていない。ほとんど従来のままで、過酷事故が起こりそうになったときに応急手当をしますという話になってしまっている。安全を確保する点では、残念ながら不十分だと思います。

牧座長 おっしゃたのは、炉、プラントのところが今回中心であって、地震ですとか、活断層ですとか、振動がどうくるかというところがまだ弱いという理解でよろしいでしょうか。

石橋委員 はい、それが第1層だということです。

牧座長 他にございませんでしょうか。そうしましたら、色々御意見をいただきまして、有難うございました。資料1-2について、本日の議論を基に再度御検討いただきましたらと思います。それでは、マイクを事務局に返します。

嘉田知事 改めまして、色々御意見をいただき、有り難うございました。今日のお話の中で、一つは、立地審査というのが、果たしてどこまでなされてきたのかという点があります。先日も関西広域連合の会合に関西電力の八木社長が来られたので、昭和40年代、若狭に立地する時に、どういう条件を加味してあの場所を選んだのか、そうした経過を広域連合で報告をしてくださいをお願いをしました。一つは、地震であるとか、大地の、人間が管理、制御しようのない大地の動き。二つ目は万一事故が起きたときの影響。三つ目は、水源など、国家として非常に大事な資源への影響がどうなのかということが、立地審査にはあると思うのですが、果たして昭和40年代、そうした審査がなされていたのか、報告してもらうようお願いをしました。近いうちに報告をしてくだ

さると思います。今日、お話を伺っていると、石橋先生が、琵琶湖も滋賀県も原発の敷地内とおっしゃった。多分それは石橋先生がずっと大地の動きを、地震なりを見てきて、一つの地域としての連動性というものが頭の中でつながってきている話だと思うのです。そういう意味では、行政的に、福井県と滋賀県とが分かれているのというのは、いかにも小さい話で、大地のつながりというのは理解しないといけないと思いますし、それから太田さんが言っていた、なぜ関西の人は高島大変ねと言うけど、自分たちは関係ないと思っている、でも琵琶湖を通じて関係がある、それこそ大気がつながっていることは分かりやすいけれど、水が繋がっているのは分かりにくい。私たちは、「飲水思源」、水を飲む人たちが蛇口の向こうの琵琶湖を思い出してくださいといつも申し上げているのですけれども、なかなか浸透できてないなというところで、今日、専門委員の皆さんに、立地審査などの御意見をお伺いできたところで、県としてもしっかりと方針なり、あるいは国に対して意見が色々ございます。そもそもパブコメを一般住民と同じような形でしか、関係する自治体が意見を言う場がないということが、今日の御意見にもありましたけれども、国として不十分なわけございまして、そこも含めて、全体の規制なり、安全対策がどうなっているのかという、法体系全体について改めて意見を申し上げないといけないと思っております。

また、JNESさんには、今日は時間が十分ではなかったのですが、色々御報告をいただきまして、有り難うございました。諸外国では、先輩としてかなり包括的な対策がとられているのかなと思っております。

この専門家会議、1年動いてきたわけですがけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうも有り難うございました。

3 閉 会

事務局から以下の点を連絡

- ・ 本日分の議事録について、委員の皆様にご確認させていただいた上で、県ホームページに掲載すること。
- ・ 原子力規制委員会による「新規制基準」(案)に対する意見等について、本日の意見を参考に、県としての考えを整理していくこと。
- ・ 次回の会議開催について、6月上旬の日程で、委員の皆様のご日程調整をお願いしたいこと。

(以 上)